

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策

1 地球温暖化対策の推進

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用
(2) 温室効果ガス排出削減対策
(3) 森林等の吸収源対策

【目標】

地球温暖化を食い止めるために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底を図ります。

1) 地球温暖化対策の推進

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用

① 多様な再生可能エネルギーの最大限の導入

ア 地域特性を活かした多様な再生可能エネルギー導入の推進

- ・原子力に依存しない社会づくりへ貢献するため再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・本市の気候等の特性を活かして、新設する公共施設等への太陽光発電・太陽熱利用設備、地中熱利用設備等の導入を積極的に進めます。
- ・貴重な地下資源である温泉を保護しながら、クリーンエネルギーとして温泉・地熱の多目的な利活用について検討します。
- ・バイオマスを活用した廃棄物処理施設における発電や排熱の温水利用を継続し、施設の更新においても発電施設等の導入を図ります。
- ・果樹剪定枝など農業廃棄物や食品廃棄物、間伐材や林地残材などバイオマス資源を有効に利活用する方法を検討します。
- ・水道施設の高低差から生じる水の位置エネルギーを有効活用した小水力発電を進めます。
- ・下水熱等の熱エネルギーを利用する研究を行い、導入を目指します。

イ 再生可能エネルギーの導入に向けた体制の整備

- ・住宅等の民間施設へ太陽光発電と併せて脱炭素化に有効な設備の導入を促進するため、助成を行います。

- ・事業者へ再生可能エネルギーや脱炭素化に有効な設備の導入を促進するため、利子補給を行います。
- ・再生可能エネルギーによる発電事業を行う事業者への支援措置を検討します。
- ・「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」により、再生可能エネルギーの適切な導入を図ります。
- ・関係団体や事業者との連携を深め、協力体制や地域ネットワークの構築について検討します。
- ・再生可能エネルギー分野での新産業の創出と雇用の確保に努めます。
- ・福島市次世代エネルギーパーク等を活用した情報発信や普及啓発を行います。

② 水素を中心としたエネルギーの効果的な活用

ア 水素社会実現に向けた事業の推進

- ・再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、水素社会実現を目指します。
- ・福島市水素社会実現推進協議会を活用した情報収集や意見交換を図ります。

イ 水素の利活用・製造・貯蔵設備の導入推進

- ・燃料電池自動車や燃料電池バス等の導入検討をします。
- ・水素利活用・製造・貯蔵設備の導入に関する支援策等を検討します。

ウ 余剰電力や熱エネルギーの有効活用

- ・公共施設による再生可能エネルギー発電の余剰電力の有効活用について検討します。
- ・売電から自家消費へ転換する、多様な再生可能エネルギーの地域活用モデルの周知を行います。
- ・蓄エネルギー設備への補助を行います。
- ・非バイオマス系の廃棄物を活用した廃棄物処理施設における発電や、排熱の温水利用（サーマルリサイクル）を継続し、施設の更新においても排熱を有効に利用する発電施設等の導入を図ります。

③ 域外エネルギーの利用促進

ア 域外からの再生可能エネルギーの調達・供給

- ・地域電力の優先調達を検討し、再生可能エネルギーの地産地消を促します。また、不足分は、近隣自治体との広域連携圏を中心とした域外との連携により、再生可能エネルギー由来の電力確保に努めます。
- ・地域新電力への支援策等を検討します。

イ 水素を活用した再生可能エネルギーの調達・供給

- ・福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）等の域外の再生可能エネルギー由来の水素の調達を検討します。
- ・水素供給拠点の整備促進に向けた支援策等を検討します。
- ・水素供給パイプライン敷設や調達モデル事業等の可能性について調査・検討します。

市民の取組

- ・住宅等に太陽光、地中熱を利用した発電・熱利用設備の導入に努める。
- ・住宅等にエネファームや蓄電池等と組み合わせた災害対策を含めた取組を進める。

事業者の取組

- ・事務所等に太陽光、太陽熱を利用した発電設備を導入する。
- ・事務所等に蓄電池設備や電気自動車（EV）、蓄エネルギー関連製品を導入する。
- ・環境に配慮した遊休地等への太陽光メガソーラーを導入する。
- ・風力や小水力発電設備の導入に努める。
- ・水素の利活用について検討する。
- ・再生可能エネルギーを活用する地域エネルギー事業への参画、構築を検討する。

（2）温室効果ガス排出削減対策

① エネルギーの効率的な利用の推進

ア 自動車の適正利用の促進

- ・環境負荷の少ないクリーンエネルギー自動車⁷の普及の促進や超小型モビリティ等の導入を検討します。
- ・公共交通機関の利便性向上のため、鉄道やバス会社など関係機関と連携を図り、機能の強化・充実を総合的に検討します。
- ・公共交通機関や自転車、徒歩による通勤・通学を広く普及させます。
- ・市街地において、レンタサイクル事業等により自転車利用を推進します。
- ・渋滞の緩和や人、自転車が利用しやすい道路環境（歩道や自転車通行レーン）の整備に努めます。
- ・中心市街地や各地域の拠点地区等への居住や都市の生活を支える機能の適切な誘導と充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。
- ・テレワークやテレビ会議などICT（情報通信技術）を活用した働き方の導入を進め、業務における自動車利用の機会を減らします。
- ・エコドライブの推進を図るため、広報・啓発に努めます。
- ・公用車の更新時にクリーンエネルギー自動車の計画的な導入に努めます。

イ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の普及に向けて、市民や事業者への情報提供や助言などに努めます。
- ・事業者の省エネルギー設備導入を促進するために、設備導入資金に関する利子補給制度を実施します。
- ・商工団体等と連携を図り、事業者の省エネルギー技術分野などへ進出するための支援に努めます。

⁷ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など、石油以外の資源を燃料に使う自動車

ウ 建物の高断熱化、省エネルギー化の促進

- ・住宅や事務所において、環境的な価値に対する理解を促し、LED照明や蓄電池の導入、本市の気候の特性等に応じた高断熱化等による熱エネルギーの保温性能に優れた快適な建物の普及に努めます。

② 脱炭素化に向けたライフスタイル・事業活動への転換・普及

ア 環境に配慮したライフスタイルの定着

- ・省エネルギー性能の高い製品への買換えや環境に配慮したサービスの利用、ライフスタイルの選択など、市民一人ひとりの行動を促します。
- ・環境啓発イベントや各種講座等において、脱炭素化に向けた普及啓発や情報発信を行います。

イ 環境負荷の少ない事業活動の促進

- ・商工団体等と連携を図り、あらゆる事業活動においてICT（情報通信技術）等を活用し、環境負荷の少ない効率的な事業活動の普及に努めます。
- ・市の事務・事業において、一事業者・一消費者として率先して環境に配慮した取組を行います。

③ フロン類の適正処理

- ・フロン類⁸を使用している製品の適正な処理について、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号）等の関係法令に基づき、指導・啓発を行い、オゾン層の保護及び温室効果ガス削減の推進に努めます。

市民の取組

- ・環境に配慮した省エネルギー型のライフスタイルを実践する。
- ・省エネルギー性能の高い家電製品への買換えに努める。
- ・通勤、通学、買い物などでは、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。
- ・クリーンエネルギー自動車の購入やエコドライブの実践に努める。
- ・蓄電池の導入、高断熱化等によるエネルギー消費性能に優れた住宅の新改築を検討する。
- ・フロン類を使用している製品は、関係法令に基づき、適切に維持管理し、処分する。

⁸ フロン類は、オゾン層を破壊する特定フロン（CFC及びHCFC）はもとより、オゾン層を破壊しない代替フロン（HFC）を含め、強力な温室効果（CO₂の100～10,000倍）を有している。

事業者の取組

- ・ ICT等を活用した省エネルギー型の環境負荷の少ない事業活動を推進する。
- ・ 省エネルギー性能の高い整備・機器の導入に努める。
- ・ エコドライブの実践やクリーンエネルギー自動車の購入に努める。
- ・ 蓄電池の導入、高断熱化等による熱エネルギーの保温性能に優れた事務所の新改築を検討する。
- ・ 製品・サービスの原材料の調達、製造、供給時における環境負荷の低減を図る。
- ・ 省エネルギー技術や製品の開発に努める。
- ・ フロン類を使用している業務用空調・冷凍設備は、関係法令に基づき、適切に維持管理し、処分する。

トピックス

二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）
～ミャンマー連邦共和国との都市間交流事業～

JCMとは、発展途上国への温室効果ガス削減技術・システム等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の排出削減目標の達成に活用するものです。

本市では、平成 27（2015）年度から JCMに関する都市間連携を活用した地球規模での温室効果ガス排出削減を目的とした事業（環境省）に参画し、ミャンマー連邦共和国との都市間交流の進展を図っています。これにより、温室効果ガス排出削減に貢献するとともに、本市の環境教育の一環としてのつながりや事業者のビジネスチャンス拡大も期待されます。



現地でのワークショップの様子



本市の子供たちとの交流

（3）森林等の吸収源対策

① 森林の吸収源対策

ア 森林の保全・適正管理

- ・ 健全な森林の整備、適切な管理・保全等の推進、木材の利活用の促進等により、森林による温室効果ガスの吸収源としての機能の維持に努めます。

② その他の吸収源対策

ア 環境保全型農業の推進

- ・環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を通じて、吸収源対策を進めます。

イ 都市緑化等の推進

- ・市民にとって最も身近な吸収源対策として、公園や公共施設などの緑化を推進します。また、夏場は植物による緑のカーテンの普及啓発に努めます。

市民の取組

- ・森林の価値を理解し、各種のボランティア活動やイベント等に参加する。
- ・県産木材を使用した家具や木工製品の購入、建築資材としての活用を推進する。
- ・街路樹や公園などの身近な緑を大切にする。
- ・緑のカーテンや家庭菜園、花壇への植栽などの緑化を推進する。

事業者の取組

- ・森林の保全や緑化、ボランティア活動の実施や参加をする。
- ・建築や製品資材として県産木材の使用や間伐材の活用を推進する。
- ・たい肥や緑肥などの有機物を用いた農地や草地の土壌づくりを推進する。
- ・緑のカーテンや花壇への植栽などの緑化を推進する。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
温室効果ガス実質 排出量	2,475 千 t-CO ₂ (平成 19 年度)	2,392 千 t-CO ₂ (平成 29 年度)	2,075 千 t-CO ₂ (令和 5 年度※)	※令和 7 年度時点で算 定可能な年度
エネルギー自給率 (電力) ※	—	30.8%	35.0%	新規 ※非バイオマス系に よる廃棄物発電を含む。

2 気候変動の影響への適応策の推進

	(1) 農作物被害対策
	(2) 大雨等の災害対策
	(3) 健康被害対策
	(4) 生態系の保全

【目標】

安心安全に暮らし続けられるよう気候変動に対する適応策を推進します。

2) 気候変動の影響への適応策の推進

(1) 農作物被害対策

① 気候変動の影響による農作物被害への対応

ア 農作物被害の防止・軽減

- ・環境保全型農業を推進することにより、地球温暖化対策に資するとともに、気候変動に適応した農業生産活動を支援します。
- ・本市の気候変動に対応した農業技術の情報の収集、啓発に努めます。
- ・雨水のかん養機能の向上など、防災・減災対策も含めた本市の気候変動に対応した農業水利施設（水路、ため池、頭首工等）の整備を進めます。

イ 病害虫の防除

- ・主要な害虫の分布域の変化予測や発生予察について、国や県と連携を図り、情報の収集や啓発に努めます。
- ・果樹農家に対して、病害虫防除等の支援を行い、経営の安定と産地振興を図ります。

事業者の取組

- ・気候変動に対応した農業技術等の情報収集に努める。
- ・試験研究や技術実証等の成果を踏まえ、新たに実用化された生産技術等を活用する。
- ・収穫時期の異なる品種の導入による出荷時期の長期安定化を図る。
- ・病害虫の分布域の変化予測や発生予察の情報収集等を行い、病害虫の防除に努める。

(2) 大雨等の災害対策

① 気候変動の影響による大雨等の災害への備え

ア 防災体制の確立

- ・福島市地域防災計画、福島市水防計画書に基づき、災害予防及び災害対応の推進を図ります。
- ・地域における自主防災組織の運営、強化を支援します。
- ・大雨等の気象情報発令時に、早期に市民へ情報を提供するとともに、避難所開設情報を提供し、迅速な避難の呼びかけができるよう情報伝達システムを導入します。また、高齢者や障がい者等に対しては、情報伝達に漏れがないようにハード面、ソフト面の整備を進めていきます。
- ・県や関係機関とともに、防災訓練を実施し、災害発生時の備えや防災地域の普及を行うとともに、防災・災害情報の集約・共有を図るためICT化を進め、必要な情報の伝達環境を整備します。

イ 洪水、土砂災害の対策

- ・砂防事業、河川改修事業、公共下水道（雨水渠）事業、排水路整備、雨水貯留施設設置などの複合的な対策により、浸水被害を防止します。
- ・森林や土砂災害防止施設等の整備を推進します。
- ・水害に強いまちづくりに向けて策定した「水害対策パッケージ」に基づき、阿武隈川流域の市町村及び国・県と連携を図り、減災・水防対策、土地利用対策、治水対策、流域対策を推進します。
- ・「福島市洪水ハザードマップ」や「福島市内水ハザードマップ」、土砂災害特別警戒区域における「土砂災害ハザードマップ」の更新や周知に努めます。
- ・河川の洪水情報や水位の情報の発信、国が実施しているメールサービスの周知に努めます。
- ・学校、職場、町内会、自主防災組織等を対象として、水害や土砂災害等に関する出前講座を実施します。

ウ インフラ・ライフライン等の対策

- ・水源地域において水道水源保護活動等を実施します。
- ・渇水や降雨に対して森林の保水力を高め、水源かん養機能を向上させる取組を推進します。
- ・節水を推進し、水資源の保全に努めます。
- ・避難所や防災拠点となる公共施設において、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を推進します。
- ・自然災害等に公用車及び事業者が所有する電気自動車の活用を検討します。
- ・関係事業者等と災害時の支援協定によるエネルギー供給体制を強化します。
- ・国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。
- ・災害時における公共交通の維持確保・早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため交通事業者・行政・関係機関の連絡体制の構築を図ります。
- ・災害時に防災拠点となる「道の駅」を整備します。

市民の取組

- ・災害発生時の行動の確認や防災知識の向上のため、防災訓練等へ参加する。
- ・テレビやラジオ、市ホームページ等により防災情報の収集に努める。
- ・避難場所の確認や非常持ち出し品を用意する。

事業者の取組

- ・災害発生時の行動の確認や防災知識の向上のため、周辺地域の自主防災組織と協力して防災訓練等へ参加する。
- ・災害発生時の連絡体制等の構築を図る。
- ・事業所における避難場所の確認や非常持ち出し品を用意する。

(3) 健康被害対策

① 気候変動の影響による健康被害の軽減

ア 熱中症対策

- ・熱中症の予防対策や注意情報について、ホームページやSNSを活用して周知するとともに、各学校・幼稚園等へは、熱中症による事故を防止するため、適切な措置を要請します。
- ・地域での健康講座の開催等、様々な方法で熱中症予防の推進を図ります。
- ・市街地の緑化等を推進し、市街地の気温上昇の軽減を図ります。
- ・公共施設や商業施設において、涼しさを共有する「クールシェア」の推進を図り、熱中症の防止と地球温暖化対策の両面から取組を進めます。

イ 感染症対策

- ・蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策について、ホームページでの情報発信や地域での健康講座の開催等により普及啓発を行い、感染症発生の予防とまん延の防止に努めます。

市民の取組

- ・熱中症、感染症の予防対策の理解や注意情報の確認に努める。
- ・クールシェアの実践に努める。

事業者の取組

- ・熱中症、感染症の予防対策の理解や注意情報の確認、従業員への周知を推進する。
- ・熱中症を防止する職場環境の整備を図る。
- ・クールシェアスポットとして涼しさを共有する場所を提供する。

(4) 生態系の保全

① 気候変動の影響に対する生態系の保全

- ・国、県と連携を図り、生態系の変化に伴う実態の情報収集を行い、気候変動による生態系への影響の把握に努めるとともに、桜の開花日の変化による観光などの産業・経済活動への影響も踏まえ、対策を検討します。
- ・気候変動の影響による野生鳥獣の生息域や生息数の変化に備え、自然植生への影響、農林業における被害拡大の抑制に努めます。

市民の取組

- ・環境保全活動への参加による生態系の保全に努める。

事業者の取組

- ・環境保全活動の実施や参加による生態系の保全に努める。

【関連するSDGsのゴール】

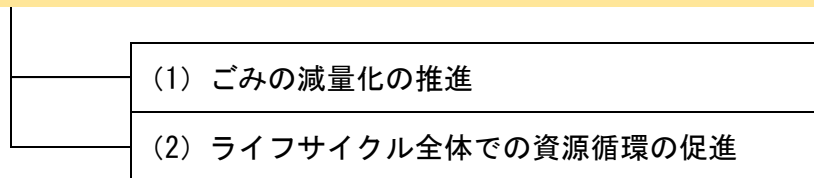


【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
防災メールマガジン 登録者数	—	約 5,400 人	10,000 人	新規
渋川ほか 8 河川改良率	—	67.0%	75.7%	新規

第2節 持続可能な循環型社会の構築

1 資源循環によるごみの減量化の推進



【目標】

ライフサイクル全体での資源循環により、ごみ減量化を推進します。

1) 資源循環によるごみの減量化の推進

(1) ごみの減量化の推進

① 本市の特性に応じたごみの減量化への取組

- ・生ごみの水切りによる減量化の推進に努めます。
- ・家庭や外食等で発生する食品ロスについては、市民、事業者への広報を実施するとともに、市民、事業者、市が連携し削減を図ります。
- ・集団資源回収報奨金制度などによる資源物回収を推進します。
- ・生ごみ処理容器購入費助成制度などによる堆肥化の普及拡大を図ります。
- ・ごみ排出の現状をより詳細に分析し、新たな施策を実施するため、ICTを活用した地区別ごみ排出量調査及び組成分析について、調査検討を行います。

② ごみの減量化に向けた普及啓発

ア 出前講座の開催

- ・子供から高齢者まで幅広い層を対象に、学校や地域と連携を図り、ごみ減量化の出前講座や市民への広報を実施します。

イ ごみの減量化に向けた普及啓発の推進

- ・市民を対象とした施設見学（リサイクルプラザ、資源化工場など）を通じて、リサイクル意識の啓発に努めます。
- ・ごみ減量化について、市民・事業者に対して、広報紙やホームページの充実、SNSやマスメディアの活用、チラシ等の配布により、積極的に情報発信を行います。
- ・ごみの減量化に対する指導、教育などの体制整備を図ります。

③ 経済的手法（有料化）の導入の検討

- ・生活系ごみについて、有料化以外の施策の効果によるごみ排出量の状況を踏まえて、経済的手法（有料化）の導入について検討します。

市民の取組

- ・水切りネット等による生ごみの水切りを徹底する。
- ・食べきれぬ分を購入する、食材を使い切る、食べ残しをなくす。
- ・資源物の徹底した分別を行う。
- ・生ごみや草木類の堆肥化を徹底する。
- ・出前講座や施設見学等へ積極的に参加する。
- ・ごみの減量化に対する理解の向上と自主的・積極的な行動を実践する。

事業者の取組

- ・水切りネット等による生ごみの水切りを徹底する。
- ・資源物の徹底した分別を行う。
- ・販売管理や在庫管理の徹底、ペーパーレス化の推進等によるごみの減量化を図る。
- ・出前講座や施設見学等へ積極的に参加する。
- ・ごみの減量化に対する従業員の理解の向上と主体的・積極的な行動を実践する。

（２）ライフサイクル全体での資源循環の推進

① 優先的な２Ｒ（リデュース・リユース⁹）の推進

ア 生活系ごみの２Ｒの推進

- ・簡易包装の取組やマイバッグの持参、マイボトル・マイ箸の使用の促進により、廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・リサイクルプラザでの再生品の市民への提供事業、不用品交換制度の広報に努め、利用拡大を図るとともに、子ども服のリユースなど新たなリユース事業について調査検討を行います。
- ・絵本などリユース可能な本について、リサイクルショップや古本屋等の利用を推進するほか、イベントでの回収などを実施します。
- ・家庭における食品ロスを削減するため、「フードドライブ」活動について調査検討を行います。

⁹ リデュース（発生抑制）：いらないものを極力購入しない、もらわない。リユース（再使用）：ていねいにくり返し使う。

イ 事業系ごみの2Rの推進

- ・飲食店における食べ残し削減など、事業者や県と連携したごみの減量化・資源化を推進します。
- ・市が率先してペーパーレスの取組を実行し、事業者に対する紙類の減量化の啓発に努めます。
- ・ごみの減量を進めるためには製造段階からの対策が必要なことから、国や関係業界などに対し拡大生産者責任¹⁰の徹底を要望します。
- ・一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者や多量排出事業者に対する、ごみ減量推進計画書の提出等の義務付けについて調査検討します。
- ・事業者独自の取組を促すため、優良事業者を評価する仕組みを検討します。

② 分別の徹底とリサイクル¹¹の推進

ア 生活系ごみのリサイクルの推進

- ・資源物の分別収集を推進するため、広報紙やSNS等を活用して、分別品目・排出方法等の広報・周知に努めます。
- ・スーパーマーケット等での資源物の店頭回収の利用促進を図るため、事業者と連携し、広報・周知に努めます。
- ・集団資源回収実施団体に対する回収量に応じた報奨金交付制度を継続するとともに、更なる広報等により登録団体増加に努めます。
- ・ごみの資源化を進めるため、古着・草枝類など新たな分別収集品目の拡大について調査検討します。
- ・生ごみ処理容器購入にかかる助成を行うとともに、ダンボールコンポスト等を活用した広報活動による普及啓発に努め、生ごみの資源化を図ります。
- ・紙類の分別を徹底するよう引き続き広報に努めるとともに、更なる資源化を推進するため、「雑がみ」の分別収集を行います。
- ・プラスチック製品の具体的な分別方法について広報するとともに、製品プラスチックの資源化に向け調査検討します。
- ・家庭用剪定枝粉碎機の購入費補助又は貸与等について調査検討します。
- ・太陽光発電設備等のリサイクル化等を図り、普及促進に努めます。
- ・貴重な資源の回収・有効活用のため、使用済小型家電を回収ボックスやイベントで収集し、リサイクルを実施します。

¹⁰ 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。製品の生産を最もよく管理・制御できる事業者（製造事業者）は、市民や小売業者、流通事業者などと協力して、生産活動、消費活動を通して発生する廃棄物を回収し、再利用、再生利用する仕組みを作ることが求められている。

¹¹ リサイクル（再生利用）：ごみとして捨てずに資源として甦らせる。

イ 事業系ごみのリサイクルの推進

- ・事業者のごみ排出ルールの広報・周知に努めるなど、事業者が排出するごみの減量化、資源化を図ります。

市民の取組

- ・マイバックやマイボトル、マイ箸の使用など省資源化を推進する。
- ・過剰な包装や不要な割り箸、おしぼり等を辞退する。
- ・使い捨て商品の抑制や詰め替え商品の選択をする。
- ・修理等により物を大事に長く使用する。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなど有効活用する。
- ・地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力する。
- ・再生紙など再生品を積極的に使用する。
- ・資源物の徹底した分別を行う。

事業者の取組

- ・製造、流通、販売、消費、廃棄などライフサイクル全体で廃棄物を削減する。
- ・梱包や包装の簡素化を行う。
- ・マイバッグ持参の呼びかけなどにより、レジ袋削減を推進する。
- ・自社で販売した製品や容器包装類の回収などリサイクルを推進する。
- ・リサイクルボックスを設置するなど、資源ごみの分別を積極的に履行する。
- ・再生紙など再生品を積極的に使用する。
- ・古紙等の発生したごみのリサイクルを徹底する。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
1人1日当たりの生活系ごみ排出量(資源物、集資源回収量を除く)	—	770 g	530 g 以下	新規
事業系ごみ排出量	—	30,926 t	24,200 t 以下	新規

2 廃棄物の安定的・効率的な適正処理

(1) 一般廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備
(2) 産業廃棄物の適正処理の指導等
(3) 廃棄物の不法投棄対策

【目標】

快適な暮らしを守るために、適正な廃棄物の処理を推進します。

2) 廃棄物の安定的・効率的な適正処理

(1) 一般廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備

① ごみの適正排出と安全で効率的な収集運搬の推進

ア 適正なごみの排出と集積所の維持管理の推進

- ・ごみの適正な排出方法について、広報紙・ホームページ等で広報するとともに、不適正な排出については指導を強化します。
- ・ごみ散乱防止ネットや集積所設置にかかる助成の継続や普及啓発により、適正なごみ集積所の維持管理を推進します。また、ICTを活用した集積所の管理システムについて調査検討を行います。
- ・事業者への啓発や指導を行い、事業系ごみの適正な処理を推進します。

イ 安全で効率的な収集運搬の推進

- ・収集品目を拡大した場合には、車両変更等に対応した収集ルートの見直しなど、効率的な収集体制の構築に努めます。
- ・ICTを活用した収集状況確認システム等の調査検討を行い、収集運搬業務の効率化を図ります。
- ・粗大ごみ申込システムや直接搬入の事前予約制度等の調査検討を行います。
- ・一定の条件を満たす高齢者又は障がい者の世帯に対して、ふれあい訪問収集を継続します。

② 安定的・効率的な適正処理と環境に配慮した施設整備の推進

ア 適正な中間処理の推進

- ・焼却施設、資源化施設等の中間処理施設について、効率的な運営に努め、適正な維持管理を実施することにより、長寿命化を図ります。

- ・あぶくまクリーンセンター焼却工場については、費用対効果の高い施設となるよう計画的な施設整備を進めます。

イ 適正な最終処分の推進

- ・埋立廃棄物の搬入管理の徹底、搬入禁止廃棄物の混入防止など、最終処分場の適正な維持管理を推進します。
- ・ごみの排出抑制や中間処理施設での減容化、資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。
- ・計画的に次期最終処分場の施設整備を進めます。

③ 災害廃棄物の適正な処理

- ・大規模災害時には、「福島市地域防災計画」に基づき、適切かつ迅速に災害廃棄物への対応を図ります。
- ・災害廃棄物処理の基本的事項を定める「災害廃棄物処理計画」の策定を目指します。

④ 海洋プラスチックごみへの対応

- ・市民、事業者に対して、海洋プラスチックごみの問題の周知に努め、プラスチックごみの適正な処理、河川へのごみのポイ捨ての防止や代替製品の普及・促進に努めます。

市民の取組

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ごみ出しのルールを遵守する。
- ・ごみのポイ捨て等を行わないように努める。
- ・プラスチック製品の使用の抑制や適正な処理に努める。

事業者の取組

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ポイ捨ての禁止やごみの分別など、従業員に対する社内教育を実施する。
- ・分解性に優れた素材の開発や選定、利用に努める。
- ・プラスチック素材の回収及びリサイクルを実施する。
- ・事業活動により排出される廃棄物は、排出者自らの責任で処理する。

トピックス

海洋プラスチックごみ問題
(プラスチック・スマート)



近年、海洋プラスチックごみは世界的な問題となっており、海洋生物による誤食や、自然界で紫外線等により5mm以下となったマイクロプラスチックの生態系への影響などが懸念されています。

環境省では、プラスチックと賢く付き合っていく取組を応援し、さらに広げていくため「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。

本市は、直接、海に面しておりませんが、本市を流れる阿武隈川などの河川を介して、海へとつながっており、決して他人事ではありません。普段の生活のなかで、プラスチック製品とのつきあい方を見つめ直し、海的环境保全に努めましょう。

プラスチックごみが絡みついたウミガメ



出典：UN World Oceans Day

(2) 産業廃棄物の適正処理の指導等

① 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・事業者及び処理業者を指導し、監督するとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めます。
- ・事業者及び処理業者に対して、産業廃棄物の適正な処理等について、周知の徹底に努めます。
- ・循環型社会形成の観点から産業廃棄物の排出量の抑制や再生利用の推進、最終処分量の抑制の啓発に努めます。

② ポリ塩化ビフェニル(PCB)の適正な処理の推進

- ・PCB廃棄物の期限内の処分に向けた周知、指導を実施します。

事業者の取組

- ・産業廃棄物について、排出者責任の原則に従った適正な処理を履行する。
- ・生産過程で使用する化学物質について、使用、管理、保管、廃棄の各段階での漏洩防止の徹底、適正な管理により、周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう配慮する。

(3) 廃棄物の不法投棄対策

① 不法投棄対策の推進

- ・市民に対して不法投棄発見時の連絡先を周知し、不法投棄が確認された場合の迅速な対応を図ります。
- ・不法投棄監視員などによる不法投棄監視を継続し、また、ホームページやSNS等を活用し、監視の目が行き届いていることをPRし、抑止効果を図ります。
- ・不法投棄が確認された場合は、警察等関係機関との連携により、投棄者の摘発に努めるとともに、投棄物や場所の公表について具体的手法を検討します。
- ・これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。

市民の取組

- ・地域の一斉清掃やボランティアによる清掃活動へ積極的に参加する。
- ・不法投棄の監視やパトロールへ協力する。
- ・所有地を適切に管理し、敷地内に不法投棄されないように努める。
- ・ごみ出しルールを遵守し、適正に廃棄物を処分する。
- ・行楽等で発生したごみは持ち帰る。

事業者の取組

- ・地域の一斉清掃やボランティアによる清掃活動へ積極的に参加する。
- ・所有地を適切に管理し、敷地内に不法投棄されないように努める。
- ・不適正排出を行わず、また、これらを防止するように努める。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
最終処分量	—	16,860 t	13,300 t 以下	新規

第3節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生

1 自然環境の保全と活用

(1) 森林の保全と活用
(2) 河川（水辺）の保全と改善
(3) 農地、里地里山の保全と再生

【目標】

自然環境の保全と活用により、自然が有する機能や魅力の向上を図ります。

1) 自然環境の保全と活用

(1) 森林の保全と活用

① 森林の保全等

- ・森林環境譲与税を財源として、適切な森林整備を実施するとともに、木材利用の促進や普及啓発等の推進を図ります。
- ・林業の担い手の確保・育成や多様な人材が林業で活躍できる取組に努めます。
- ・森林所有者に対して、適正な民有林の保全を依頼します。
- ・松くい虫の被害を把握し、駆除対策を進めるなど、森林病虫害の防除に努めます。

② 市民に対する啓発活動

- ・森林の公益的機能に対する理解を深めるため、各種団体と連携して林業体験やイベントへの参加を呼びかけるとともに、既存事業の拡大や関連イベントとの連携の拡大に努めます。

③ 計画的な森林整備

- ・地域森林整備計画に基づき、計画的な森林整備の推進を向上させ、更なる治山・治水に努めます。
- ・人工林の適正管理のため間伐を推進し、森林機能の保全に努めます。
- ・森林資源の高度利用について検討し、林業の生産性の向上を図ります。
- ・林道等の林業施設の整備・維持管理に努めます。

④ 木材の活用促進

- ・間伐材の活用や地元生産材の利用拡大を進めます。
- ・「福島市木材利用推進方針」に基づき、市内の公共建築物の整備等において木材の利用の推進を図ります。
- ・森林整備で生じた間伐材・林地残材などの木質バイオマスとしての利用を検討します。
- ・施設に導入した木質ペレットストーブの活用について、市民、事業者に対してPRを行い、木材の活用促進を図ります。

市民の取組

- ・森林保全活動や各種イベントに積極的に参加し、森林の価値や機能を理解する。
- ・地域の木材を使用した製品を優先的に購入する。
- ・住宅の建築等において、地域の木材の使用を推進する。

事業者の取組

- ・森林の適正な管理・育成により、森林の公益的機能の維持・向上に努める。
- ・「バイオマス資源」として山林の活用を検討する。
- ・森林ボランティアなど各種活動への参加やイベントの開催をする。
- ・間伐材の利用を推進する。
- ・住宅の建築材や家具、木工製品等での地域の木材の使用を推進する。

(2) 河川（水辺）の保全と改善

① すぐれた河川（水辺）環境の保全

- ・河川や用水の整備に当たっては、多自然型の工法を検討するなど、自然を活かした水辺空間の整備を推進します。
- ・霞堤、地蔵原堰堤など歴史的河川構造物の保全に努めます。
- ・河川へのごみのポイ捨てを防止し、河川環境の保全及び海洋プラスチックごみ対策を講じます。

② 水辺空間の利用の推進

- ・散策、釣りなど、多様な水辺空間の利活用を図った事業を推進し、広報に努めます。
- ・水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識啓発を図ります。
- ・堤防や河川敷（高水敷）について、散策路、休憩スペースなど、市民のニーズに合わせた整備を行なうことにより、水辺空間の利用を推進します。

③ 水辺・緑地空間のネットワーク化の推進

- ・身近に自然を体験できる場所として、学校などに整備されたビオトープの維持管理を行います。
- ・生物の生息空間の確保に配慮した緑地、公園や親水空間の整備を図ります。
- ・市域における水（水辺空間）と緑（緑地空間）のネットワークにより、生物の生息に適した環境の形成を図ります。

市民の取組

- ・河川敷や公園等の身近な河川や水辺空間の保全に努める。
- ・河川へごみのポイ捨てをしない。
- ・各種イベントや釣り等において、河川や水辺を汚染しないよう配慮する。

事業者の取組

- ・河川や水辺の環境の保護に配慮した事業活動を行う。
- ・河川や水辺の環境保全活動や美化活動への積極的な参加、イベントの開催をする。

（3）農地、里地里山の保全と再生

① 自然環境に配慮した農業の推進

- ・農村環境の多面的機能（農作物、雨水かん養、緑地、田園景観など）の維持、向上を図るため、交付金事業等を活用した地域共同活動を支援します。
- ・有機農法などを取り入れた環境保全型農業を推進します。
- ・食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）を推進します。
- ・農家の担い手の育成を行い、安定した農業経営の支援に努めます。
- ・農地流動化の促進などにより農地を集積し、遊休農地・耕作放棄地の解消を図るとともに、美しい田園風景の維持に努めます。
- ・市民農園など農業を体験できる機会、場を整備し、農業への理解を深める活動を推進します。
- ・農村交流の活性化や観光との連携、再生可能エネルギーの導入など農村環境の活用を図ります。

② 里地里山の維持・回復

- ・里地里山の環境を維持・回復するため、中山間地域の農業生産活動等を支援します。
- ・里山から供給される資源（木質チップなど）の積極的な活用を推進します。

市民の取組

- ・ 農業への理解を深める活動に積極的に参加する。
- ・ 地元農作物を優先的に選んで購入する。

事業者の取組

- ・ 農地を適正に管理する。
- ・ 農薬の適正な使用に努める。
- ・ 有機農法等の環境に配慮した農業を実施する。
- ・ 遊休農地の有効な活用を検討する。
- ・ 農業生産工程管理（GAP）の認証取得に努める。
- ・ グリーンツーリズムの推進など農業を活かした観光や交流事業を実施する。
- ・ 地元農作物の地産地消の推進に協力する。

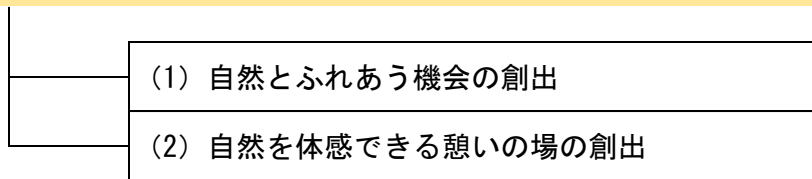
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
民有林整備面積	—	148. 7ha	232. 0ha	新規
多自然型工法河川整備 延長	23, 850m	24, 173m	24, 257m	
新規就農者数	—	145 人 (平成 28～令和 2 年 度の 5 年間)	200 人 (令和 3～7 年度の 5 年間)	新規
農用地利用集積面積	—	1, 066ha	1, 366ha	新規

2 自然とのふれあいの推進



【目標】

自然とのふれあいにより、健康で心豊かな暮らしの充実を図ります。

2) 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とふれあう機会の創出

① あらゆる場面での自然とのふれあい

ア 学習講座やイベントを通じた自然とのふれあい

- ・自然観察会や星空観察会などの体験イベントを開催し、自然とふれあう機会の増加、自然環境に関する学習機会の充実を図ります。
- ・ハイキングやトレッキング、野外キャンプなど自然の中で行うレクリエーションの機会を創出します。
- ・河川や山など本市の自然をフィールドにした各種イベントを継続して実施します。
- ・花見山周辺地区においては、「福島市花観光振興計画」に基づき関係機関と連携しながら、長期的な視点で原風景維持に取り組み、年間を通じて情報発信を継続します。

イ 自然とふれあう活動の推進

- ・ポスターや観光パンフレット、冊子、広報、ホームページなどの活用により、自然とのふれあい活動のPRを図り、市民の参加を促進させます。
- ・吾妻山周辺については、国や福島県と連携を図り、登山者等の安全確保のために、情報発信を行うとともに、その雄大な自然の魅力等について発信を行います。
- ・多種多様な効能を有する本市の温泉について、関係団体等と連携して利用の促進を図ります。
- ・自然とふれあえる場・施設の利用促進により、自然を大切にする意識の向上を図ります。

市民の取組

- ・自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会の創出を行い、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・自然とのふれあいにより、心身の健康増進を図る。

事業者の取組

- ・自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・自然とふれあうレクリエーション等の活動を実施し、従業員の心身の健康増進を図る。

(2) 自然を体感できる憩いの場の創出

① 自然公園等の保護・保全

ア 自然公園の保護

- ・国や福島県と連携を図り、「自然公園法」に基づく規制や指導を徹底し、自然公園の優れた風致景観の保護に努めます。
- ・自然公園の適正利用、動植物の保護、美化清掃、事故防止等について普及啓発に努めます。

イ 自然環境保全地域の保全

- ・国や福島県と連携を図り、自然環境保全地域の自然の保護・保全に努めます。

② 緑地、公園整備、緑化の推進

ア 緑地、公園の整備

- ・市街地部における公園、緑地の整備と充実に努めます。
- ・信夫山のもつ良好な自然環境や多面的な機能（土地の保全、生物の多様性の保全、快適な環境の形成、保健休養・レクリエーション、生産）を保全します。
- ・歴史的資源を活かした自然緑地の維持管理とネットワーク形成に努めます。
- ・市民の意向を踏まえた身近な公園づくり、市民参加による公園管理を推進します。
- ・街区公園におけるビオトープとしての機能を継続して維持管理を行います。

イ 緑化の推進

- ・市街地の公共施設等における緑化を推進します。
- ・市民の緑化の意識向上を図ることを目的とした緑化キャンペーンや各種のイベントを実施します。
- ・生垣設置奨励補助金交付制度の積極的なPRにより推進・拡充を図ります。
- ・景観、環境に配慮した街路樹や公園の緑化修景による緑の街並みづくりを推進します。
- ・社寺林や点在する大木・古木などの保存樹、荒川沿いのマツ林やサクラの大木など地区のシンボルといえる緑の保全に努めます。
- ・名木保存樹を広く市民に知ってもらうため、周知方法等を拡大し、積極的なPRに努めます。

③ 自然を体験できる場の維持・整備

- ・多くの自然が残されている地域を、自然とふれあえる場、健康増進の場として有効に活用できるよう広く市民に周知を図ります。
- ・森林や水辺において、市民が身近に自然を体験できる憩いの場の整備を継続します。
- ・既存の野外レクリエーション施設やビオトープなど、適正に維持管理を行います。
- ・身近に自然を体験できる場所の整備を検討するなど、自然について学ぶ場の充実に努めます。
- ・荒川資料室など自然とふれあえる場所、施設についての案内板や標識などを設置して積極的にPRします。

④ 自然環境と観光環境の調和

- ・自然環境を破壊しないよう、周囲の環境と調和した施設（歩道、駐車場、野営場、トイレ等）の整備に努めます。

市民の取組

- ・自然公園等において、動植物の保護や美化清掃に努め、適正に利用する。
- ・街路樹や公園等の身近な自然を大切にする。
- ・家の敷地内での植栽や生垣の整備等の緑化を進める。
- ・トレッキングや野外キャンプでは、自然の保護に努め、ごみは必ず持ち帰る。

事業者の取組

- ・ 街路樹や公園等の身近な自然の保護に配慮した事業活動を行う。
- ・ 事業所や工場等の敷地内での植栽や生垣の整備等の緑化を進める。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
自然観察会、自然体験講座等の開催回数	117 回	250 回	毎年 250 回以上	
都市公園面積	300.75ha	321.65ha	323.17ha	
一人当たりの都市公園面積	10.29 m ²	11.65 m ²	11.90 m ²	

3 動植物の保全と外来種対策の推進

(1) 生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全
(2) 在来種の保護、外来種（特定外来生物）対策の推進
(3) 有害鳥獣被害防止対策の推進

【目標】

生物多様性の保全を図り、生態系の機能の維持・向上を図ります。

3) 動植物の保全と外来種対策の推進

(1) 生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全

① 貴重な動物や植物、植物群生の保護（種の保存）

- ・国や福島県と連携を図り、貴重な動植物の分布・生息状況などの把握を行い、保護に必要な基礎的データの確保に努めます。
- ・貴重な動植物や植物群生の保護に努めるとともに、市民の環境保全への意識の向上を図ります。
- ・自然保護指導員や自然観察指導員の制度を広く周知を行い、人材育成に努めます。

② 多様な動物や植物、植物群落が生息・生育できる生態系の保全

- ・国や福島県と連携を図り、生態系における相互作用に配慮しながら、野生動物の保護、生息・生育できる環境の確保に努めます。

③ 市民・事業者に対する啓発

- ・国や福島県と連携を図り、貴重な動植物の保護に対する理解や協力を得るための啓発に努めます。
- ・市民参加型の生物調査などにより、日常生活と自然環境との関わりや自然保護の必要性について、意識の向上に努めます。

市民の取組

- ・身近な自然や市域に分布する動植物について、理解を深める。
- ・動植物をむやみに捕獲・採集しない。
- ・自然調査や生物調査などに積極的に参加する。
- ・動植物が生息できる環境づくりや自然を回復する活動に積極的に参加する。

事業者の取組

- ・新たな事業等を行う際には、事前に十分な環境への影響を調査し、実施時には環境に配慮した工法を採用するなど、動植物や生態系への影響をできるだけ抑えるよう努める。
- ・屋外照明の使用の際には、生活環境や景観のみならず、周辺の動植物にも配慮する。

(2) 在来種の保護、外来種（特定外来生物）対策の推進**① 外来種（特定外来生物）の生息状況の把握**

- ・市域における外来種（特定外来生物）の生息状況の把握に努め、対策を行うための基礎的データの確保に努めます。

② 外来種（特定外来生物）の対策

- ・外来種（特性外来生物）の侵入や拡散を未然に防ぐために、市民、事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うとともに、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）の遵守を促します。
- ・外来種（特定外来生物）の侵入によって既存の在来種の生態系に影響を及ぼしている、または及ぼすおそれがある場合には、駆除に努めます。

市民の取組

- ・外来種に関する正しい知識を身につける。
- ・悪影響を及ぼすおそれのある外来種を持ち込まない（侵入させない）。
- ・飼育している外来種を野外に放棄しない。
- ・既に野外に存在する在来種を採取しない、他の地域に拡げない。

事業者の取組

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律等に基づき、事業活動において外来種に対して正しい理解のもと、拡散防止に努める。

トピックス

特定外来生物

もともとその地域に生息していないのに、人間の活動によって持ち込まれた生物を「外来生物」といいます。ミドリガメ、アメリカザリガニなども外来生物に含まれます。

外来生物のうち、生態系や人間の健康、農作物への被害を及ぼすものとして、156種（令和2年11月2日現在）が「特定外来生物」に指定されています。

○福島市内で確認されている主な特定外来生物（写真提供：環境省）



アライグマ



アメリカミンク



オオキンケイギク

（3）有害鳥獣被害防止対策の推進

① 有害鳥獣による被害状況の把握

- ・野生鳥獣による被害状況の把握に努めます。

② 有害鳥獣被害防止対策の充実

- ・サル、クマ、イノシシ、カラスなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。

市民の取組

- ・地域住民が一体となって、鳥獣を誘導しないよう生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いを徹底する。

事業者の取組

- ・開発活動等、生態系に影響を与える事業活動においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮する。

【関連するSDGsのゴール】

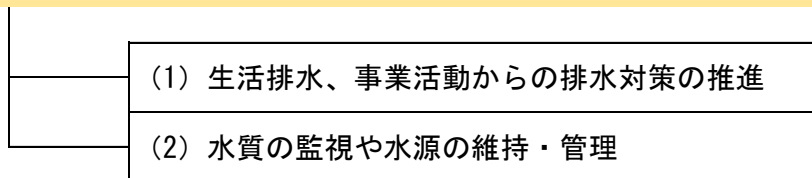


【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
特定外来生物捕獲数	—	未集計	年間 10 頭	新規

第4節 安心安全を支える生活環境の保全

1 水資源の保全



【目標】

健全な水循環を維持し、安心安全な水資源を育みます。

1) 水資源の保全

(1) 生活排水、事業活動からの排水対策の推進

① 全戸水洗化の推進

- ・「福島市下水道ビジョン」に基づき、効率的な公共下水道整備事業を推進します。
- ・公共下水道などの整備区域外における合併処理浄化槽の更なる普及と汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進します。

② 排水対策の推進

ア 家庭での生活排水対策の推進

- ・学習会の開催などにより、家庭でできる生活排水対策の啓発を推進します。

イ 工場・事業場での排水対策の指導

- ・各事業場に対して、「水質汚濁防止法」の遵守を指導します。

市民の取組

- ・公共下水道への接続や合併浄化槽の設置、切り替えにより適切に排水処理を行う。
- ・油類や食べ残し等をそのまま排水溝に流さない。
- ・洗剤や柔軟剤、シャンプー等は適量で使用する。
- ・河川などにごみの放置、ポイ捨てをしない。

事業者の取組

- ・事業活動に伴う排水を適正に処理し、水質汚濁防止に努める。
- ・排水処理施設等を適切に維持・管理する。
- ・農薬や化学肥料など化学物質を適正に使用・管理する。
- ・事業活動において、水質汚濁に関する管理目標を設定する。
- ・定期的な排水の水質調査等を行い、水質管理を徹底する。
- ・公共下水道への接続に努める。

(2) 水質の監視や水源の維持・管理**① 水質の維持・管理****ア 水質汚濁状況の監視**

- ・河川の水質を常時監視することにより、河川ごとの汚濁状況を把握し、必要な対策を推進します。
- ・河川に油や薬品、廃棄物等を流出させないよう啓発に努めるとともに、流出が発生した場合には、関係機関等と連携を図り、迅速に対応します。

イ 水源の維持・管理

- ・森林や農地の水源かん養機能を重視し、森林や農地の保全に努めます。
- ・森林整備計画に沿った間伐を実施し、森林の水源かん養機能の確保に努めます。
- ・水道事業者や河川・道路管理者等の関係機関と連携を図り、水源地付近への不法投棄の監視に努めます。

② 水資源の周辺環境の保全

- ・「福島市水道水源保護条例」に基づき、水源保護地域内で水質を著しく汚濁するおそれのある事業場等の立地を規制します。
- ・摺上川ダム湖（茂庭っ湖）周辺については、良質で安全な水道水の源となる水源の維持のため、水源地域に関わる関係機関との連携や市民との協働による水道水源保護活動などを実施します。

③ 節水、水の循環利用

- ・節水を推進し、水資源の保全に努めます。
- ・一度使用した水の再使用・循環利用を推進します。
- ・雨水の利用を推進します。
- ・地下水の汲み上げなど適正な利用について指導します。

④ 水環境を守り継ぐ意識の向上

- ・水環境を守り継ぐ意識の向上を図るための広報啓発・教育を推進します。
- ・水環境を守り継ぐ意識の向上に向けて、国、県などと連携して、水とふれあう機会の創出など、あらゆる機会を活用した効果的な意識啓発を進めます。

⑤ 広域的な連携による水環境の保全

- ・阿武隈川流域の水環境保全について、流域の自治体、住民と連携し、取組を推進します。

市民の取組

- ・河川や水辺での活動の際には、不用意に汚さない、ポイ捨てしないなど水環境の保全に努める。
- ・河川の草刈りや不法投棄されたごみの回収等の河川、水源保全活動へ参加する。
- ・健全な水循環の大切さを理解し、水資源を汚さないよう行動する。
- ・湧き水など、水の大切さを理解し、保全に努める。
- ・炊事、洗濯、お風呂等において、節水に努める。
- ・お風呂の残り湯は、洗濯や庭への散水等に利用する。

事業者の取組

- ・事業活動において、水環境の保全に努める。
- ・河川の草刈りや不法投棄の回収等の河川、水源保全活動への参加や支援を行う。
- ・節水装置の導入や水の再利用等、工場や事業場での節水に努める。
- ・雨水タンクの整備等による雨水の利用を検討する。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
污水处理人口普及率	78.0%	87.2%	91.0%	
河川のBOD値環境基準値・ 環境基準準用値達成地点数	18/23	8/8 12/15	8/8 12/15	環境基準値適用：8地点 環境基準準用：15地点

2 大気環境の保全

(1) 事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進

(2) 大気質の監視

【目標】

良好な大気環境を維持し、市民の暮らしや健康を守ります。

2) 大気環境の保全

(1) 事業活動からのばい煙、自動車等からの排出ガス対策の推進

① 工場・事業場からの大気汚染対策の継続

- ・「大気汚染防止法」や「福島県生活環境の保全等に関する条例」などによる基準を遵守するよう指導します。
- ・揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）の排出抑制を指導します。

② 自動車からの排出ガス対策

- ・自動車の利用に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけるよう意識啓発を行います。
- ・ノーマイカーデーの普及、啓発に努めます。
- ・自動車の走行の円滑化や渋滞の解消に向けた道路整備の推進に努めます。
- ・トラックから鉄道や海運に貨物輸送を転換するモーダルシフトの促進に努めます。
- ・市民、事業者に対して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に努めます。
- ・公用車の更新時にクリーンエネルギー自動車の計画的な導入に努めます。

市民の取組

- ・環境に配慮したエコドライブに努める。
- ・環境に配慮したクリーンエネルギー自動車を購入・検討する。
- ・徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用に努める。

事業者の取組

- ・設備の新設、更新に当たっては、環境負荷を低減するものを選択する。
- ・事業活動において、大気汚染に関する管理目標を設定する。
- ・定期的な排出ガスの測定調査等を行い、大気保全を徹底する。
- ・大気汚染防止設備を定期的に点検・整備する。
- ・粉じん飛散防止対策を徹底する。
- ・事業活動において、環境に配慮したエコドライブに努める。
- ・業務で使用する車両は、環境に配慮したクリーンエネルギー自動車の購入に努める。
- ・事業活動において、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用に努める。

(2) 大気質の監視

① 大気質保全の徹底

ア 光化学オキシダントの監視

- ・光化学オキシダント発生等に関する情報収集や監視に努め、適切な広報、情報提供を推進します。
- ・県や関係機関との協力体制の強化により、緊急時における迅速・確実な対応を図ります。

イ 野外焼却に対する指導強化

- ・「福島県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されている焼却行為について、広く啓発を図り、関係機関と連携しながら行為者に対して指導します。
- ・廃棄物の野外焼却は、原則として廃掃法で禁止されていることから、市民に広く啓発を行うとともに、関係機関と連携し、行為者に対する指導を強化します。

② 大気環境を守る意識の醸成

- ・大気環境の保全意識の向上を図るための啓発を推進します。
- ・本市の大気に関する情報を発信し、大気環境に配慮した行動を促します。

③ 酸性雨（雪）対策

ア 酸性雨（雪）の原因物質の排出抑制

- ・工場・事業場及び自動車からの酸性雨原因物質（硫黄酸化物、窒素酸化物）の排出抑制に努めます。

イ 酸性雨（雪）に対する意識啓発

- ・酸性雨（雪）に関する情報収集、市民や事業者への情報提供に努めます。
- ・酸性雨（雪）のメカニズムや国際協力の必要性の認識など、酸性雨（雪）問題に対する知識の普及啓発に努めます。

市民の取組

- ・ 大気環境について、関心を持ち、理解を深め、大気保全に努める。

事業者の取組

- ・ 事業活動に関連する大気汚染等の状況について、従業員が理解を共有し、大気保全に努める。

トピックス

大気汚染観測

本市では、平成30年4月に中核市に移行したことに伴い、「大気汚染防止法」に基づく大気汚染監視業務が福島県から移管されました。

市内4か所（福島第三小学校、森合小学校、福島第一中学校、福島第三中学校）に測定局を設け、二酸化硫黄、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などの大気汚染物質について、24時間・365日測定を行っています。



大気汚染測定局
（福島第三小学校）



大気汚染測定局内の測定機器
（森合小学校）

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
光化学スモッグ注意報・警報の発令数	—	0件	0件	新規

3 その他公害等の未然防止

(1) 騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策の推進

【目標】

公害等の未然防止に努め、快適で安全な生活環境を確保します。

3) その他公害等の未然防止

(1) 騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策の推進

① 騒音・振動、悪臭等の公害防止対策

- ・公害関連の法規・条例等の遵守を指導します。
- ・自動車交通や新幹線鉄道及び一般的な生活空間で発生している騒音・振動を常時監視します。
- ・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を指導します。
- ・家庭生活や事業活動の影響による公害が生じ、周囲に迷惑を及ぼさないよう住民・事業者一人ひとりの意識の向上を図ります。

② 土壌汚染防止対策・地下水の保全

- ・土壌汚染、地下水汚染を防止するため、関係法令等に基づく指導に努めます。
- ・地下水質の調査・把握を継続し、良質な地下水の保全に努めます。
- ・雨水浸透設備（透水性舗装、雨水浸透枡など）の整備に努めます。

③ ダイオキシン類対策

- ・特定事業場の適正管理を継続します。
- ・ダイオキシン類の動態調査のあり方について検討します。

④ アスベスト飛散防止対策

- ・アスベストを使用した建築物について、今後、耐用年数を迎えたことによる解体の増加が見込まれるため、解体・処理現場周辺でのアスベスト飛散対策の適正実施を継続して指導します。

市民の取組

- ・騒音や振動をもたらす機器の影響や使用時間を考慮する。
- ・ごみ出しのルール徹底やペットの適正な飼育により悪臭を防止する。
- ・除草剤、殺虫剤、消毒薬、農薬、肥料などの適正な使用と管理・処分に努める。

事業者の取組

- ・法令等を遵守し、公害防止対策を推進する。
- ・事業活動において、公害に関する管理目標を設定する。
- ・定期的に騒音・振動や悪臭、土壌汚染等について調査を行い、公害の未然防止に努めるとともに、周辺住民との良好な関係性を構築する。
- ・業務用施設、空調設備等を適切に維持・管理する。
- ・設備機器に対する消音器、振動ゴム・バネ等の防音・防振対策を徹底する。
- ・工場・事業場から発生する臭気の周囲への発散対策を徹底する。
- ・業務において使用する農薬や化学物質の適正な使用や管理、廃棄を行う。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

現在、本市では、法令及び条例による改善勧告・命令を行わなければならないような公害等の発生が無い状況が継続しています。

今後もこの状況を継続することを目標とします。

第5節 原子力災害からの環境再生の推進

1 放射線対策の充実

(1) 放射線に対する不安の軽減と健康管理
(2) 空間放射線量モニタリングの実施
(3) 農作物や飲用水のモニタリングの実施

【目標】

不安を感じることなく、健康で安心な暮らしのために、放射線対策の推進を図ります。

1) 放射線対策の充実

(1) 放射線に対する不安の軽減と健康管理

① 除染後の安心安全の推進

- ・「福島市ふるさと除染実施計画」に基づき、除染によって発生した除去土壌の現場保管の解消、中間貯蔵施設への輸送、仮置場の原状回復などの環境再生を早期に進めます。
- ・除染の枠組から外れた箇所等で、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合は、放射線量の低減化をはじめとした環境回復措置やリスクコミュニケーションによる不安解消について、永続的な支援策を講じるよう国・県に求めます。

② 福島市健康管理実施計画の推進

- ・「福島市健康管理実施計画」に基づき、内部・外部被ばく検査や健康診査等による生涯にわたる健康づくり、放射線健康管理情報データベース化、市政だより等による放射線等に関する情報発信、健康相談などによる市民の健康管理を推進し、放射線に対する不安軽減を図ります。
- ・内部・外部被ばく検査の測定結果を市政だよりや市ホームページなどに掲載し、継続して広く周知を図ります。

(2) 空間放射線量モニタリングの実施

① きめ細やかなモニタリングの実施

- ・市内各地区の代表地点（支所等）、幼稚園や小・中学校、人が多く集まる公共交通機関の駅周辺や観光地、公園等について、測定体制の適正化を図りながら、空間放射線量のモニタリングを引き続き実施します。
- ・放射線による健康被害への不安を解消するため、市民への簡易放射線量測定器の貸し出しや個別の詳細モニタリングを引き続き実施します。

② 全市放射線量測定マップの作成と周知

- ・市域の空間放射線量を周知するため、現状やこれまでの推移等の情報を分かりやすく整理した全市放射線量測定マップを引き続き作成します。
- ・空間放射線量の測定結果等の情報について、市ホームページへの掲載や全市放射線量測定マップの窓口配布等により、市民ニーズに応じた分かりやすい情報提供に努めます。

(3) 農作物や飲用水のモニタリングの実施

① 家庭菜園の農作物や食品等の放射能モニタリングの実施

ア 自家用食品や飲用水の放射能モニタリング

- ・家庭菜園の農作物や山菜などの自家用食品や地下水などの飲用水の放射能モニタリングを引き続き実施します。
- ・測定結果等を継続して市ホームページなどに速やかに掲載します。

イ 学校給食の食材の放射性物質測定

- ・学校給食の安全性を確保するために、学校給食で使用する食材の放射性物質測定を毎日実施します。

② 出荷用農産物等の放射能モニタリングの実施

- ・基準値を超過する農作物の出荷・流通を未然に防ぐために、出荷用農作物や加工食品の放射能モニタリングを引き続き実施します。
- ・生産者に対して測定結果を通知し、消費者に提供される食品の安全確保に努めます。
- ・測定結果などを、継続して市ホームページなどに速やかに掲載し、消費者と生産者に正確な情報の提供に努めます。

③ 出荷制限等が要請されている食品にかかる広報の実施

- ・出荷自粛などの制限等が要請されている食品について、広報に努めます。

○「放射線対策の充実」にかかる市民・事業者の取組

市民の取組

- ・放射線やその影響に対する正しい理解に努める。
- ・放射線に対する不安の軽減等にかかる各種事業や情報を活用する。

事業者の取組

- ・放射線やその影響に対する正しい理解に努める。

トピックス

放射線量を減らし、安心して暮らせる環境をつくる取組

本市では、放射性物質を取り除く除染により生じた除去土壌の搬出、体の外から受ける被ばく量を確認する「ガラスバッジ」による測定、食べた物から受ける被ばく量を確認する「ホールボディカウンタ」による検査を行っています。

また、学校の給食を安心して食べることができるよう、毎日、材料の検査をしているほか、市内の支所などに食品の放射能を測定する「食品等放射能測定所」を設けています。

さらに、市民の皆さんの不安を少しでも減らすため、身のまわりの放射線量について、本市独自に公共施設などの測定を行っています。



除去土壌の搬出



食品等放射能の測定



空間放射線量の測定

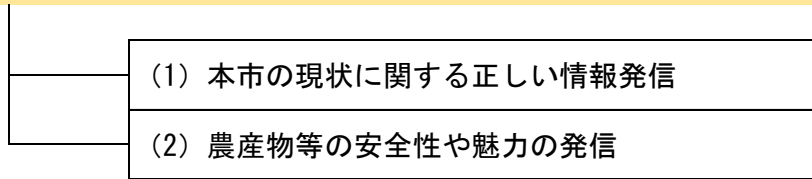
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
放射線に関する健康講座受講後の不安軽減率	—	88.9%	92.0%	新規

2 原子力災害に関する情報発信



【目標】

正しい情報を市内外に発信し、風評払拭や本市の魅力をPRします。

2) 原子力災害に関する情報発信

(1) 本市の現状に関する正しい情報発信

① 分かりやすい正しい情報の発信

- ・市内外に対して、放射線に対する不安を軽減し、風評を払拭するために、除染による空間放射線量の低減、除去土壌の現場保管解消及び中間貯蔵施設への輸送状況などの放射線に関する現状や食の安全性について、正確な情報を分かりやすく発信します。
- ・本市の現状への理解や魅力を実感してもらうため、引き続き、市外からの誘客の推進を図ります。

(2) 農産物等の安全性や魅力の発信

① 市内外の消費者へ向けたPRの推進

- ・放射性物質の吸収抑制対策や農作物の放射能測定を継続し、食の安心安全の確保に努めます。
- ・市内外に対して、風評を払拭し、福島ブランドのイメージ回復と向上、消費拡大を図るため、本市産農産物等の安全性や品質の確かさを広くPRします。

○「原子力災害に関する情報発信」にかかる市民・事業者の取組

市民の取組

- ・ 様々な機会を活用して、本市の現状を市内外に伝える。

事業者の取組

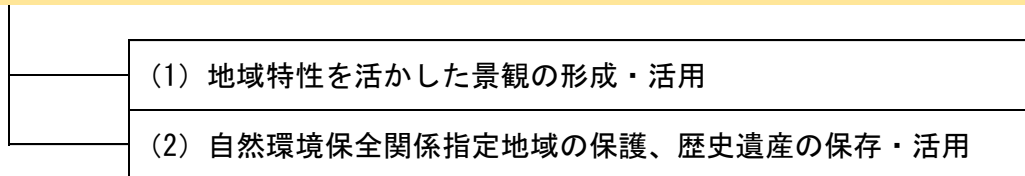
- ・ 市外からの誘客により、本市の現状や安全性のPRに努める。
- ・ 農産品等の安全性や品質の確かさを市内外の消費者に積極的なPRに努める。

【関連するSDGsのゴール】



第6節 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり

1 良好な地域資源の保全と創出



【目標】

福島らしい景観や歴史文化を守り、育むことにより、本市の個性や魅力を創出します。

1) 良好な地域資源の保全と創出

(1) 地域特性を活かした景観の形成・活用

① 総合的な施策の推進

- ・「福島市景観まちづくり計画」に基づき、豊かな自然景観を積極的に保全します。
- ・地域の景観に配慮した公共施設の整備を進め、地域の景観形成に先導的役割を果たします。
- ・風致地区、地区計画、高度地区等、各種制度を活用し、社会情勢に見合った施策の推進に努めます。

② 地区・施設レベルの景観誘導

- ・景観重点地区の指定による景観形成を促進します。
- ・「福島市景観条例」に基づく、行為の制限による届出制度を中心とした景観を誘導します。

③ 景観資源の保全と活用

- ・景観重要建造物・樹木の指定により、景観資源の保全に努めます。
- ・名所、旧跡のイメージアップのため、景観資源の活用に努めます。

④ 市民・事業者による景観形成活動支援

- ・景観まちづくりに関する自主的な活動を支援します。
- ・地区住民による地区景観の基準を定めた景観協定を推進します。

⑤ 市民・事業者への支援・啓発

- ・「福島市景観条例」の広報活動や景観セミナー等を開催し、景観意識の啓発を積極的に行います。
- ・「まちづくりアドバイザー制度」、「市民まちづくり計画策定補助事業」の啓発を強化し、施策の推進に努めます。
- ・市民・事業者の景観意識の向上を図るため、優れた景観の形成に寄与する建築物や、活動を行う団体等の表彰を検討します。

市民の取組

- ・景観まちづくり活動に参加し、景観形成の意識を高める。
- ・住宅等の建物を新築、増改築する際には、周辺の景観との調和に配慮する。

事業者の取組

- ・事業活動全般を通じて、景観まちづくりに対する必要な措置を講じる。
- ・事務所等の建物を新築、増改築する際には、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・看板、広告などの設置の際には、周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 自然環境保全関係指定地域の保護、歴史遺産の保存・活用

① 自然環境保全関係指定地域の保護

- ・風致地区、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された自然環境保全地域などの適正な保護に努めます。
- ・天然記念物や緑の文化財、名木などの適正な保護に努めます。

② 歴史遺産の保存

- ・地域における文化財や歴史遺産の適正な保存に努めます。
- ・文化財や歴史遺産などの計画的に調査を進め、新たな指定を行います。
- ・文化財や歴史遺産への関心、将来への継承に向けた意識の向上を図るため、講座やイベント等を実施します。
- ・地域の文化・歴史とふれあうことができる散歩道の整備や文化財マップを作成します。

市民の取組

- ・ 歴史や文化財に関する講座やイベント等に参加し、本市の歴史への興味・関心や文化財保護の意識を高める。
- ・ 身近な歴史的遺産・文化財の保護に協力する。

事業者の取組

- ・ 事業活動において、歴史的遺産・文化財への配慮や保護活動を実施・支援する。

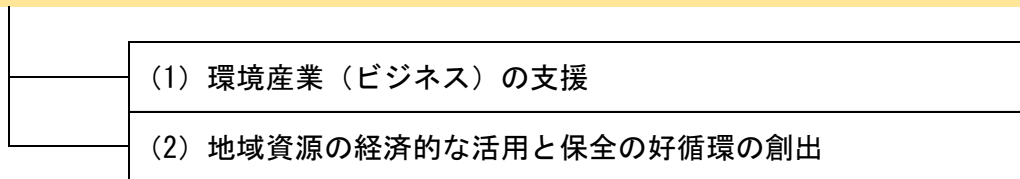
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
景観形成に関するまちづくりアドバイザー派遣回数 (累計)	7 回	9 回	14 回	
市指定文化財指定件数	—	74 件	75 件	新規

2 環境の側面からの経済活動の支援



【目標】

環境の側面から経済活動を支援し、地域資源の保全、価値の向上に努めます。

2) 環境の側面からの経済活動の支援

(1) 環境産業（ビジネス）の支援

① 環境に配慮した設備等の導入支援

- ・市民や事業者に対して、再生可能エネルギーの利用や脱炭素化に有効な機器や設備の導入を支援することによって、地球温暖化対策を推進するとともに、市民、事業者の経済的な負担軽減や環境産業の推進に貢献します。

② エコ商品の利用推進

- ・市民、事業者に対して、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけではなく環境や社会への影響を踏まえ、環境負荷のできるだけ小さい製品・サービスを優先するグリーン購入を推進します。
- ・本市の事務・事業で使用する製品については、引き続き、グリーン購入適合商品¹²、エコマーク商品等の環境負荷の少ない製品の購入に努めます。
- ・環境に配慮した製品・サービスに関する情報（環境ラベルなど環境に関する表示）を市民、事業者に提供します。

③ リサイクル原料などの利活用の推進

- ・事業者に対して、リサイクル原料などの使用に向けた意識啓発を進めます。

④ 環境に関するビジネスの支援

- ・事業者に対して、環境に配慮した市場の拡大による環境に関する製品の開発の促進に努めます。
- ・環境汚染防止や温室効果ガス排出抑制、資源循環製品、自然環境保護など市内事業者の環境関連ビジネスの支援や情報提供等を行います。

¹² 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく、重点的に調達を推進すべき環境物品等の分野・品目

市民の取組

- ・環境に配慮した製品・サービスを優先的に選択する。
- ・製品を購入する際には、環境ラベル等の環境に関する表示を確認する。

事業者の取組

- ・事業活動において、環境に配慮した製品・サービスを優先的に選択する。
- ・リサイクル原料の使用に努める。
- ・環境に関する製品の開発や環境関連ビジネスへの展開を図る。
- ・環境に配慮した活動を消費者に公表し、社会的価値を高める。

(2) 地域資源の経済的な活用と保全の好循環の創出**① 経済活動による地域資源の保全や価値の向上**

- ・自然環境や温泉、農産物、歴史文化など本市特有の地域資源を活かした経済活動によって、地域の活性化とともに、地域資源の保全や価値の向上につながる好循環を生み出すよう意識の醸成を図ります。

② 自然環境と観光環境の調和（再掲）

- ・自然環境を破壊しないよう、周囲の環境と調和した施設（歩道、駐車場、野営場、トイレ等）の整備に努めます。

市民の取組

- ・地域資源の価値を再確認し、観光や各種事業に積極的に参加する。

事業者の取組

- ・あらゆる地域資源を活用した観光誘客を図る。
- ・事業活動において、既存の地域資源の価値を再確認し、保全に努める。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
市役所のグリーン購入率	—	84.2%	毎年90%以上	新規

3 快適な都市環境の創出

(1) 環境に配慮した都市環境の確保

【目標】

潤いと安らぎを与える快適な都市環境を創出します。

3) 快適な都市環境の創出

(1) 環境に配慮した都市環境の確保

① 環境に配慮したまちづくりの推進

- ・ 中心市街地や各地域の拠点地区等への居住や都市生活を支える機能の適切な誘導や充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。
- ・ 環境影響評価（環境アセスメント）制度が適用される場合には、事業者等に対して、環境に十分配慮した開発行為となることを促し、環境汚染の未然防止を図ります。

② 潤いのある都市環境の創造

- ・ 都市公園の整備、学校や公共施設の緑化を進め、緑のネットワークの形成を推進します。
- ・ 植樹、生垣の整備、花いっぱい運動の推進などにより、市街地に花や緑を増やします。
- ・ 市街地におけるムクドリ、カラスの糞害等の被害について、調査・研究を行い、関係機関との連携を図りつつ、市民・事業者等とともに解決に向けて取組を行います。

③ 魅力的な道路づくり

- ・ 自転車放置禁止区域を定め、放置自転車の整理及び撤去作業を実施します。
- ・ ユニバーサルデザインによる道路整備を進め、誰もが行き交うことのできるやさしいまちづくりを推進します。

④ 心地よい感覚環境の保全

- ・ 屋外照明の適切な使用に向けた啓発に努めます。
- ・ 音環境に配慮した空間の創出に努め、本市特有の優れた音風景の保全を図ります。

市民の取組

- ・ 街路樹や公園など身近な自然の保全に努める。
- ・ 家の敷地内での植樹や生垣の整備を図る。

事業者の取組

- ・ 環境に配慮した事業活動を行い、地域の環境保全に努める。
- ・ 街路樹や公園など身近な自然の保全に努める。
- ・ 工場や事業所の敷地内での樹木の植栽や花壇の整備を図る。

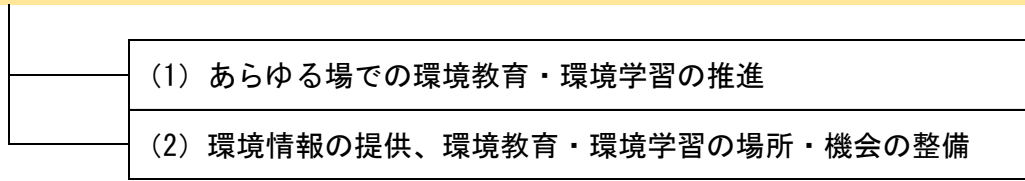
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
生垣設置事業補助対象 延長 (累計)	5, 105m	6, 819m	8, 845m	

4 環境教育・環境学習の推進



【目標】

環境教育・環境学習の推進を図り、市民、事業者の主体的な環境保全への取組を促進します。

4) 環境教育・環境学習の推進

(1) あらゆる場での環境教育・環境学習の推進

① 市民への環境教育の推進

- ・あらゆる年齢層や学習段階に応じた環境教育の推進を図ります。
- ・放射線への正しい理解を促すため、学校での放射線教育の推進を図ります。
- ・本市の環境の歴史や現状について学び、持続可能な未来へ向けた取組に必要な力や考え方が身につくよう環境教育の内容の充実を図ります。
- ・学校や家庭での省エネルギーや省資源の推進の呼びかけや環境問題への意識の向上を図ります。
- ・自然体験活動を通して、子どもたちの環境への関心を高めます。
- ・気候変動や脱炭素社会、再生可能エネルギー、リサイクルなどの環境に関する意識啓発のための各種講座や見学事業、イベントの開催など引き続き実施し、環境について学ぶ機会を設けます。
- ・社会人を対象としたセミナーや市政講座の中に、環境について学ぶ機会を設けます。

② 事業所での環境教育の推進

- ・事業者に対して、社員への環境教育を実施するよう促します。
- ・商工団体等と連携を図り、出前講座の開催や講師の派遣など事業所での環境教育に対する支援について検討します。

市民の取組

- ・身近な自然とのふれあいなどを通して、環境に興味、関心を持つ。
- ・環境問題についての講演会や体験学習、イベントへの積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを普段の生活のなかで実践する。

事業者の取組

- ・社員に対する環境教育を実施、環境への意識を高める。
- ・市や各種団体が行う学習会や講演会、セミナーなどに積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを事業活動において実践し、環境負荷の低減を図る。

トピックス

ふくしまエコ探検隊

将来にわたり環境を保全していくためには、大人だけではなく、次世代を担う子どもたちが、環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

ふくしまエコ探検隊は、市内の小学4～6年生を対象として、福島大学の先生や学生の協力のもと、1年を通じて環境をテーマとした体験型ゲームや身近な地域環境とふれあう自然体験学習などを行い、環境保全への意識の高揚を図っています。

平成13年度（事業開始）から令和元年度までに、延べ575人が“隊員”として活動に参加しました。



水生生物調査（摺上川）



信夫山の散策

（2）環境情報の提供、環境教育・環境学習の場所・機会の整備

① 環境情報の提供

- ・ 広報紙やホームページ、SNS などあらゆる広告媒体を活用して、環境関連情報の発信、内容の充実を図ります。
- ・ 各種行事において、積極的に分かりやすく環境関連情報を提供します。
- ・ 環境に関する専門的な知識や豊富な経験を有する人材（環境カウンセラーなど）の周知を図ります。
- ・ 環境に関する出前講座の開催や講師の派遣を引き続き実施します。

② 環境学習の場所・機会の整備

- ・ 市の施設において、環境学習や各種団体の交流などの多様な活動を行える場所の整備を図ります。
- ・ 学習センターや学校、公共施設などのネットワークを強化し、環境学習の機会の創出・充実を図ります。

市民の取組

- ・ 環境問題について、自ら情報を収集し、正しい理解を深める。

事業者の取組

- ・ 様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映する。
- ・ より環境負荷の少ない事業活動を実施できるよう最新情報の収集に努める。
- ・ 市民や行政などと連携し、環境教育・環境学習の機会、場所、人材、ノウハウなどの提供に努める。

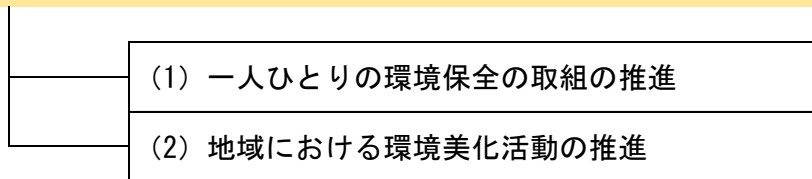
【関連するSDGsのゴール】



【進捗管理指標】

進捗管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
環境に関する出前講座開催数	—	22 回	150 回 (累計) 年間 30 回以上	新規
環境に関するイベント等の来場者数	—	1,605 人	8,500 人 (累計) 年間 1,700 人以上	新規

5 環境保全活動の推進



【目標】

各主体の役割に応じた環境保全活動を推進します。

5) 環境保全活動の推進

(1) 一人ひとりの環境保全の取組の推進

① 市民の取組の推進

- ・地域における各種の環境保全活動・ボランティア活動などを推進・支援します。
- ・こどもエコクラブなど、子どもたちの環境保全活動を推進・支援します。
- ・市民が自ら実践できる環境保全のための活動について、市政だよりやホームページなどによる普及啓発を図ります。
- ・地域における環境保全活動を推進する団体・NPOなどの育成・活性化に努めます。
- ・環境保全活動の実施者に対する表彰・顕彰を行い、さらに市民に広く周知することで、地域環境保全の意識の向上を図ります。

② 事業者の取組の推進

- ・自主的な環境保全の取り組みのため、「ISO14001」、「エコアクション21」などの環境管理に関する認証取得を推進します。
- ・自らの事業活動によって生じる環境負荷や環境に対する考え方、取組などについて、環境報告書の作成及び公表を推奨します。
- ・ICTの活用によるペーパーレス化やテレワーク、フレックスタイム制の導入等を促し、通勤交通に伴う温室効果ガス排出や紙の使用量の削減とともに、働きやすい環境や生産性の向上を実現する働き方改革の推進に貢献します。
- ・事業者に対して、原料調達・製造・流通・販売・消費・廃棄など全ての段階において、環境に配慮した事業活動を促します。

③ 市の取組の推進

- ・市民や事業者、学校、各種団体での環境保全の取組への支援を行います。
- ・市が発注する事業では、環境に配慮した工法や再生資材の利用などに努めます。

市民の取組

- ・環境に関する市民の役割を認識し、積極的に行動する。

事業者の取組

- ・「ISO14001」、「エコアクション21」などの環境マネジメントに関する認証取得を通して、環境保全に努める。
- ・原料調達・製造・流通・販売・消費・廃棄など全ての段階において、環境に配慮した事業活動を行う。
- ・事業者間の交流や情報交換に努める。

(2) 地域における環境美化活動の推進

① 環境美化の推進

- ・「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例」に基づき、ごみのない美しい環境づくりを推進し、まちの美化に努めます。
- ・市民と市が協働で進めるアダプトプログラム「ふくしまきれいにし隊」などによる道路の清掃活動をPRし、活動を推進します。
- ・市民や事業者との連携により、河川敷や道路沿道などにおける清掃活動を行います。
- ・地域における一斉清掃などの活動を推進します。
- ・地域社会への奉仕の心を養う意識啓発を進めます。

市民の取組

- ・地域清掃活動に進んで参加・協力する。
- ・ポイ捨てのない美しいまちづくりを進めるための活動に参加する。

事業者の取組

- ・地域団体等による環境美化活動に参加・協力する。
- ・従業員に対してポイ捨て行為をしないよう教育・啓発を行う。
- ・飲料や食料など、ポイ捨てされることによってごみの散乱の原因となるおそれのある物を製造、加工、販売する場合には、消費者にポイ捨てしないよう啓発を行う。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
「ふくしまきれいにし隊」の登録数	210 団体	239 団体	300 団体	

6 パートナーシップによるネットワーク形成の推進

- (1) 市民、事業者、市が共創した環境保全の取組の推進
- (2) 各種団体等との連携・協力の推進

【目標】
 市民・事業者・市等が環境活動に共創して取り組むため、ネットワーク形成の推進を図ります。

6) パートナーシップによるネットワーク形成の推進

(1) 市民、事業者、市が共創¹³した環境保全への取組

① 市民、事業者、市の連携・協力体制の構築

- ・ふくしま環境基本計画推進協議会において、市民、事業者、行政等が一体となって環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・市民、事業者、市等の連携・協力によって、相互に恩恵を受け、環境のみならず経済・社会的な効果を生むことができる体制の構築に努めます。
- ・環境保全等に取り組む市民団体を支援します。
- ・一人ひとりが環境保全活動に参加しやすくなるよう、地域や団体をまとめるリーダー役の育成・確保を図ります。
- ・事業者に対して、環境に配慮した事業活動への意識啓発や環境保全活動への参加や協力を要請します。
- ・市民や事業者からの環境保全に関する建設的な意見や要望を行政の施策に反映するよう努めます。

② 環境情報の共有化

- ・市で利用できる媒体を生かして情報の広報を広く行い、環境情報の共有化・公開を推進します。
- ・市民や各種団体、事業者などによる環境保全活動の推進に資する環境情報を収集・整理し、広く情報の提供を図ります。
- ・市民団体や事業者の環境に関する活動状況の把握に努めます。

¹³ これまでの「協働」を基本としつつ、その考え方をさらに進化させ、世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、大学、地域、行政等の多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと、目標設定の段階から連携し、解決しなくてはならない「地域の課題」を把握・共有するとともに、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行う。そして、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて実践的な取り組みを展開することにより、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくこと。

市民の取組

- ・行政、事業者と積極的な連携を図り、効果的に環境保全活動を実施する。
- ・市民団体等の活動へ参加し、行政、事業者とともに環境保全に努める。

事業者の取組

- ・行政、市民と積極的な連携を図り、事業活動における環境保全への取組を実施する。
- ・環境に関する取組や事業活動を通じて蓄積した知識やノウハウをPRするなど、積極的に情報を発信する。

(2) 各種団体等との連携・協力の推進

① 各種団体等との連携・協力による環境保全活動の活性化

- ・商工団体や農業団体などの各業界団体との連携を強化し、効率的かつ効果的に環境施策の促進を図ります。
- ・環境保全活動等を通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。
- ・環境に関する最新の技術や取組について、商工団体等と協力して情報収集を行い、本市の環境産業の振興に努めます。

【関連するSDGsのゴール】



【進捗管理指標】

進捗管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
環境推進に関する協議会等に参加する団体の数	0 団体	13 団体	20 団体	